

災害対策基本法第63条に基づく警戒区域設定にかかる
警戒区域内への立入りに関する要領

(目的)

第1条 この要領は、被災地域における二次災害被害防止と、捜索活動及び応急対策工事等を円滑に進めるため、令和3年8月16日に熱海市長が設定した災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条に基づく警戒区域（以下「警戒区域」という。）への災害応急対策等のための立入りに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(警戒区域内に立ち入りできる者)

第2条 警戒区域内への立入りができる者は、災害応急対策等に従事する者であつて、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国、静岡県及び熱海市職員
- (2) 警察官、自衛官及び消防職員（消防団員を含む。）
- (3) 前2号の者から同行を求められた者
- (4) 同項第1号より災害応急対策等の業務を依頼された事業者
- (5) 公共ライフライン復旧事業者（宅内のみの作業は除く）
- (6) 熱海市災害ボランティアセンターが派遣するボランティアスタッフ
- (7) その他市長が必要と認める者

(臨時的に立ち入ろうとする者の届出)

第3条 前条第7号による災害応急対策等のため臨時的に警戒区域内に立ち入ろうとする者は、「警戒区域への臨時的立入届」（以下「立入届」という。）を立入予定日の5日前までに市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の届出があった場合は、立入届の内容等から、立入場所の状況や捜索活動等の状況を踏まえ、総合的に支障がないと判断したときは、市職員立会いのもと、臨時的立入を認めることができる。この場合、届出内容について変更や条件を付すことができる。ただし、同一人（世帯）からの同様な届出については回数等を制限することができる。
- 3 前項により臨時的立入が認められた場合であっても、当日の天候や、捜索活動等の状況により、臨時的立入を認めない場合がある。

(遵守事項等)

第4条 前条第2項により臨時的立入を認められた者は、承認を受けた立入届を必ず携行し、指示事項及び立会職員の指示を遵守するとともに、危険と判断した場合には、速やかに警戒区域外に退避し、身の安全を確保することとする。

2 臨時的立入を認められた者が指示事項又は立会職員の指示を遵守していないと判断したとき又は立入場所が危険な状態にあると立会職員が判断したときは、立会職員はその者に対し、警戒区域外への退去を命じることができる。

3 臨時的立入を認められた者は、立入中の事故、立入が認められない場合や退避(退去)したこと等による損害など、臨時的立入に関する一切について自己の責任によるものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。